鹿屋市における学校の感染症対策「レベル2」の内容について(要約)

- 1 児童生徒及び教職員が徹底すべき事項
 - 学校教育活動を行う際には「密閉・密集・密接」を避ける、身体的距離を確保する。
 - ① 登校前の健康観察(検温・健康観察表の記入)の確実な実施
 - ② 最低 2 時間間隔の「手洗い」の実施
 - ③ マスクの着用(熱中症予防に配慮)
 - ④ 十分な換気(できるだけ2方向の開放)
 - ⑤ 活動場所や教材等の消毒
 - ⑥ 更衣室・部室等の供用エリアは一斉使用を避け、短時間の時間差利用とし、身体距離の確保、会話の制限等の徹底
- 2 出席及び登校時の健康状態の把握
 - (1) 発熱等の風邪症状がある場合には登校しない。
 - ア 登校前に発熱等の風邪症状がある場合, 自宅で休養する(出席停止)。同居する家族に風邪症状が見られる場合も登校しない(出席停止)。 ※学校に連絡する。
 - イ 教職員も同様の対応
 - (2) 登校時の健康状態の把握
 - ア 各家庭で健康観察を行い, 熱や風邪症状がある場合は学校に連絡をし, 自宅で休養する。 (出席停止扱い。病院を受診し病名がはっきりしていたり, 骨折等怪我の場合は病欠)
 - イ 家庭内の同居する家族も毎日の健康状態の確認を行っていただきたい。
- 3 部活動・少年団活動等について

可能な限り感染症対策を行ったうえで感染リスクの高い活動を避けて実施する。また、対外試合・練習試合等は、大隅地区(肝属・曽於)内での実施とする。なお、公式試合等は感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

着替えやミーティング・片付け等、運動をしない場面では必ずマスクを着用する。 活動前後の飲食は控える。活動後はすぐに帰宅する。

4 家庭内感染防止について

家庭内で新型コロナウイルス感染が疑われる場合に家庭内で注意すること

- 部屋を分ける・ 感染者の世話はできるだけ限られた方で
- 家の中でもマスクをつけるこまめに手を洗う
- 換気をする手で触れる共有部分を消毒する
- 汚れたリネン、衣服はできるだけ早く洗濯する。ごみは密閉して出す。
- ※ 厚生労働省から出されたチラシを学校HPのトップ画面に貼り付けてあります。参考にされてください。
- 5 感染及び感染の疑いがある場合の学校への連絡(63-2034)
 - (1) 児童や同居する家族及び家族と接触のあった方が、医療機関等において、新型コロナウイルスへの「感染者」、あるいは「濃厚接触者(疑いを含む)」と診断された場合。
 - (2) 児童や同居する家族及び家族と接触のあった方が、医療機関等においてPCR検査など、新型コロナウイルスに関する検査を受検する場合。(「濃厚接触者」に指定されていない場合も含む)
 - (3) その他、行動履歴等から新型コロナウイルスへの感染が心配である場合。